

「フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」に寄せられたパブリック・コメントの結果
 (東京証券取引所 平成30年6月1日公表)からの抜粋(内部通報関連部分)

意見提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方(東京証券取引所)
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則2-5について、近時の企業不祥事を踏まえ、内部通報制度の実効性向上の観点から、当該箇所に「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)も踏まえ」等の記載を盛り込んでいただきたい。これは、同ガイドラインは、内部通報制度を実効的に整備・運用するために必要な様々な要素や一連のプロセスについて政府として総合的に定めた唯一の指針であり、政府全体として、同ガイドラインを踏まえた内部通報制度の普及促進を図っていく必要があるためである。 ・仮に、コードのプリンシプル性との関係で、これが難しい場合、同ガイドラインのうち、現在のコードでは記述が不十分と考えられる部分についてコードに追記していただくことは必須と考える。特に、内部通報制度の評価・改善に関する事項(同ガイドラインⅣ2)等を追記することが不可欠であると考える。 	<p>※原則2-5が求める「内部通報に係る適切な体制整備」に当たっては、それぞれの上場会社の判断により、政府の指針である「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(消費者庁2016年12月9日)を踏まえることが考えられます。</p>
第三者意見	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報に関し、消費者庁より提出されたコメントの内容に賛同する。 	<p>※なお、原則2-5が求める「内部通報に係る適切な体制整備」においては、内部通報制度の「評価・改善」が行われるものと考えられるほか、その他の事項についても、必要に応じ、取組みが行われることが考えられます。</p>
同上	<ul style="list-style-type: none"> ・原則2-5において、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を踏まえて内部通報に係る体制の整備充実を図るとともに、当該体制の整備・運用状況の定期的な評価・改善等を行うべき旨を明記すべきである。 	
同上	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度について、自覚的に「コンプライ」あるいは「エクスプレイン」することを促すコードとするべく、原則2-5中に「例えば『公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン』(平成28年12月9日消費者庁)に準拠し、」と挿入すべきである。 	
同上	<ul style="list-style-type: none"> ・不正事案の発生を防止するためには、コードにおいて、内部通報制度を整備する際の具体的な留意点を示す必要がある。そこで、原則2-5に、例えば「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)に準拠した内部通報に係る適切な体制整備を行うべきであることを示すべきである。 	
同上	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁が平成28年12月に公表した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を踏まえて、以下の事項等を、原則2-5あるいは補充原則2-5①に盛り込むべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の意義・重要性について経営トップによるメッセージを発信すべきこと ・全ての経営幹部・従業員に対して内部通報制度の仕組みを周知・徹底すべきこと ・利用者(従業員等)から信頼され、安心して通報できる内部通報制度の整備・運用をするべきこと ・PDCAサイクルの実践により、内部通報制度の実効性を継続的に向上させるべきこと ・子会社等やサプライチェーンも含めた関係事業者全体における実効性の向上を図るべきこと 	
同上	<ul style="list-style-type: none"> ・補充原則2-5①に「内部通報体制を実効的に機能させるために体制の整備・運用状況の定期的な評価・改善等を行うようにすべきである。」との一文を追加すべきである。 	